

う。雄略紀に見える猪名部の御田及猪名部の真根はいづれも木工とあり、樓閣の建設にも従事したとある所を見ると、其職業は造船のみに限らなかつたものとおもはれる。同じ紀に物部の菟代宿禰といふものが伊勢の朝日(イソ)討伐の際、怯懦であつたが故に、所領の猪名部を奪はれたと見え、姓氏録にあげられた猪名部造、爲奈部首はいづれも物部氏族であるから、此氏族の配下に属したものとせればならぬ。

牛ナカ(居中、田舎)

牛ナカ(居)の轉。宜長はチヒナカ(小部所)の約轉としたが、チヒナカといふ語があり得たとはおもはれぬ。

ヒナ(部)カ(處)即ち邊鄙の意。和名抄人倫部に田舎兒はキナカヒトとある。

牛(萬三)昔こそ難波キナカといはれけり今は京とみやこびにけり

牛ナツ(居夏)姫

市邊押野皇子の御女(顯宗紀所引語釋)。猪名に縁があつて名に負つたのであらう。

牛ナベ(猪名部)のマネ(真根)

雄略朝の木工(紀)。逆鱗に觸れて殺されんとしたのを同僚の歌によつて助命せられたとある。

牛ナヘ(猪名部)のミタ(御田)

雄略朝の木工(顯宗紀分註)。ツゲのミタの項下を見よ。

牛ノヘ(井上)

牛(彥)ノ(助語)ヘ(邊)。

牛(彥)の傍といふ意。地名にも轉用せられ、和名抄には河内國志紀郡井於(井乃傍)郷の外、諸國に同名の郷里をあげて居るが、左記の歌はいづれをいふものか判明せぬ。或は後記牛ノヘの陵のある地であるかも知れぬ。

(萬七)春霞牛ノヘゆたゞに道はあれど君に逢はむとたもとほりくも

牛ノヘ(井上)の君

孝德朝の人(紀)。此姓は他に所見がないが、牛ノヘといふ地の主長であらう。

牛ノヘ(井上)の陵

安寧天皇の御陵(紀)。畝傍山南御陰井上陵とある。記には御陵は畝火の美蕃登にありとあり、諸陵式には畝傍山の西南とせられて居る。今の白樺村大字吉田に其遺跡を存する。

牛ヒカ(井氷鹿、井光)〔人〕

神武朝吉野の土人(紀、記)。尾を有し井中より出現したとあり、其井に光があつたが故に井光と呼ばれたかのやうに記され、吉野首等(部)が祖なりとある。姓氏録吉野連の條下には之を井光女とし、白雲(部)の女で水光姫といふ名を給はつたとあるが、いづれも井光といふ字に捉はれた俗説で、名の義はイヒ(族名)コ(子)であらう。尾を有したといふのも服裝の形容とおもはれる。

牛マ(坐摩)の巫

従来キヌガリと訓して居るが、キマと訓むべきものと思はれることはキガスリの項下に述べた通りである。

キマは居間即ち居住地区の意。

坐摩即ち大宮地の靈を奉養する巫(捨)。延喜式によれば宮中神三十六座中生井、福井、綱長井、波比祇、阿須波の五神を祭るとある。井泉の存在は居住地選定の第一條件であつたから、三井神が大宮地の靈とせられたことは奇とするに足らぬが、ハヒキ、アスハの二神を加へたのは事由のあることであらう。或は韓神、閩神と同じく、其地に以前から祭られて居た神であつたのかも知れぬ。巫は此神の名を負つたのであらう。

古語拾遺には神武天皇が建設せられた神籬の祭神中に坐摩をあげて居るが、縱ひ説傳でないとしても、延喜式に列擧せられた五柱と同一神であると断定することは出来ぬ。

牛マチツキ(居待月)

萬葉集三卷(三六)に「座待月(アカシ)乃門從」とある、開はアカシ(明石)の借字で、居待月(アカシ)といひかけたのである。後世十六夜をイザヒト、十七夜をマチマチ、十八夜をキマチ月といふが、こゝは必しも十八夜なるを要せぬ。

牛ヤ(禮)

牛(居)ヨ(寄)の轉呼。

居寄、即ち膝行の意から敬禮の義に轉じたものであらう。音便によ

リウヤとなつてウヤマヒといふ語を派成した。

牛ヤシロ(禮代、禮物、幣)

牛ヤの料として贈進するものをいふ。音便によつてキヤシリとも稱へ、易名之幣(仲哀記)、禮代乃幣帛(祝詞)、爲其妹之禮物(令持)神木之玉綬(而貢獻(安康記)の如く用ひられた。



エ〔原〕

歡喜を意味する原語。エミ(笑)、エヒ(醉)の形に於て活用せられる。原形を單獨に用ひた例はないが、之に接尾語ヲを添付したエツはエラエラ、エラギとも用ひられる。又接尾語ヲを添付したエツはワタと轉呼せられて歌謡の意となり、——神繩語ではエトともいふ——ワタケ(宴)といふ語を派成した。乞巧をエタといふのも歌なうたうて食を乞うたからであらう。

エガ(餌香)の市

河内國志紀郡の市。雄略朝齒田根命が罪を得たとき其資材を此市邊の橋本の上にさらしたとあり(紀)、顯宗紀室壽の詞にも旨酒餌香市不以直買とある。ワマサケはエ(醉)にかゝる枕詞であるが、エガと賦けた所由を詳にせぬ。不以直買とある所を見ると、其頃すでに物々

交換から一步を進めた代償物を以てする賣買が行はれたとおもはれる。——市の遺跡は今の南河内郡道明寺村國府であるといふことであるが、エガが此界隈の地名であつたらしいことは次項以下によつても明である。

エガ(衛我)の河、エガ(餌我)の河原

壬申亂に坂本臣財等が壹岐史韓國の率ゐる近江軍を支へんとした地點(天武紀)。崇峻紀にも此河原で守屋の軍兵が多く打死したとある。エガ川はエガの市を流れる川の意で、大和川の部分的呼稱であらう。

エガ(惠賀)のナガエ(長江)

仲哀天皇の御陵所在地(記)。紀には河内の長野陵とあり、諸陵式には惠賀長野西陵とある。今の南河内郡藤井寺村大字岡に其遺跡を存する。

エガ(惠賀)のナガエ(長枝)の陵

尤恭天皇の御陵(記)。紀には河内の長野原陵とあり、諸陵式には惠賀長野北陵とある。今の南河内郡道明寺村字國府に其遺跡を存する。

エガ(餌香)のナガエ(長野)邑

上記國田根命の所領(雄略紀)。物部目大連に賜はつたとある。ナガエは和名抄河内國志紀郡長野郷とある地。今の藤井寺村附近である。

エガ(惠賀)のモフシ(裳伏)の岡

應神天皇の御陵所在地(記)。諸陵式には惠賀裳伏岡とある。今の

南河内郡古市町字譽田に其跡を存する。

エギヤウ(惠行) (人)

萬葉作家。越中國府の講師とある。

エグ(惠具) (植)

植物名であるが語義も其物も不明である。舊説には芹なりとあり、眞淵はヨゴ、エゴ又はコソキといふ球根草であるといふた。尙可考。

萬(三) 君がため山田の澤にエグつむと雪消の水に雲の露ぬれぬ
(萬二) あしびきの山澤エグを摘み行かむ日だにも逢はむ母はせむと

エグシ(惠具志)

エはエヒ(解)、エミ(咲)の原語、クシはクサ(草)の轉。

エは歌の意。クシは手草のクサ、即ち品物の義である。心のエラケものといふ意を以て酒の異名に用ひられたものと思はれる。——クシを酒の意とするは非、エ酒というては意味をなさぬ。

(應神天皇御製) ことなぐし エグシに 我ふひにけり(記)

エグリ(殖栗)の王

天武十一年卒去とあるが(紀)、傳系を詳にせぬ。殖栗は神名帳城上郡殖栗神社とある地名を負うたのであらう。

エグリ(殖栗)の皇子(王)

用明天皇の皇子(紀、記)。御母は間人皇后。前項の殖栗王とは別人

である。

エセ(惠施) (人)

孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。

エセウ(惠照) (人)

孝徳朝白雉四年の遺唐僧(紀)。

エゼン(惠善)尼

善信尼の弟子(敏達紀)。錦織の臺の女で俗名石女とある。

エタ(惠多) (人)

播磨國飾磨郡大野里の人(風)。村上足島等が上祖とある。——其項下参照——エタはウタ(歌)の原語である(エの項下を見よ)。

エトモ(惠曇、惠伴) (地)

川雲國秋鹿郡の郷名(風)。磐坂日子といふ神が國形如「肅輜」というたから名を得たとあるが、其意ならばトモエといふべき筈で、且エは古語ではないから、他に意味があると思ふが、未だ考へ得ぬ、和名抄にも此郷名が見え、今も惠曇村といふ。

エハ(惠波)の王

宣化天皇の皇子。御母は若子比賣(記)。草那君及多治比君の祖とある。エハは地名であらうが、語義所在共に不明。紀には上殖葉皇子とある。

エヤ (感)

エ(歡喜)の意を示す原語(ヤ(感動詞))。

エヤは喜びの意を表示する上代の感動詞である。神代紀に慈哉とあるを釋紀にアナラレシ・エヤと訓してある。

エラギ(嘘)

エラ(歌)ヤ(活用語尾)。——エの項下参照。

紀に嘘、歡喜等をエラギと訓してある。後記エラエラのエラを活

エラエラ (副)

エラの疊合語。——エの項下参照。

歡喜の意の副詞。例
(萬二) ちとせ視き ほさきとよもし エラエラに 仕へ奉るを見
るが貴き(四三六)

を

ヲ (原)

小、少を意味する原語であるが、轉義によつて愛情の意を生じた。原形に於ても愛情の意の接頭語に用ひられるが、——語法要録参照

形容語尾シをそへたナシ(愛シ、情シ)の形に於て最も多く用ひられる。

ヲ(男)坂

大和國宇陀郡の地名(神武紀)。今其所在を詳にせぬ。八十島帥が男軍を配した地なるが故に此名を得たとあるが、恐らくは女坂に對する稱呼であらう。

ヲ(男、雄)の水門

神武天皇の軍が大和河口から南下の途次經由地(記、紀)。記には紀國とあり、紀には茅渚山城水門の一名とある。いづれも五瀬命が雄語せられたによつて名を負うたと記されて居る。和名抄和泉國日根郡呼喚(乎)郷は今泉南郡尾崎村といひ、其地から海に注ぐ男里川といふ流がある。ヲの水門は恐らくは此川口をいひ、或る時代には紀國に屬したのであらう。

ヲ(麻)の山

穴門(長門)國の地名(孝德紀)。國造の同族贊といふ人が此地で白蠟を捕へたとある。所在不明。

ヲアサツマ(男淺津間、雄淺津間)ワクコ(若子、稚子)の宿禰の命(天皇)

允恭天皇の御稱號(記、紀)。ヲは美稱、アサツマは大和の葛上郡の地名(今の南葛城郡高城村大字朝妻)、ワクコは季子の意である。スタネの命と申上げたのは、皇統が此天皇の御子に傳はつたからであらう。スタネの項下参照。

ヲイシヒメ(小石比賣、小石姫)の命

コイシヒメの項下を見よ。

ヲウス(小碓)の命(尊)(皇子)

景行天皇の御子。御母は額日大郎姫皇后(紀、記)。日本武尊(倭建命)の御名によつて傳へられて居る。亦の御名を日本童男(倭男具那)命といふとある。各其項下参照。

ヲウミ(麻績)の娘

ヲミの耶女の項下を見よ。

ヲエ(遠延、瘁)

ヲはテ(終、盡)の語幹、エは活用語尾。身力消耗の意から瘁の義を生じた。ワエの形に於ては凱餞の意に用ひられる。

神武天皇の軍が熊襲の爲に悩まされて遠延而伏した(記)ことを紀には人物成尊と記してある。景行紀の瘁臥(瘁は病むといふ意)も亦ヲエコヤセリであらうが、和名抄には私記を引いてワエフセリと訓してある。其はヲエとヲエとが本来同語であるからである。

ヲエ(小兄)比賣

小兄はヲネと訓むのかもしれない。欽明天皇の紀(記)。蘇我のキタシ比賣命の姨とある。紀には同母弟小姉君と記されて居る。語義からいふと同列の尊族、即ち從姉であつたやうである。

ヲカ(崗) [地]

ヲ(丘)カ(所)。

ヲカ(丘)カ(所)

此意味を以て號けられた地點は諸國に多いが、就中筑前國遠賀郡が有名で、古書にも屢々見える。宗像三女神奉齋の地で此神を祖とするムナカマ(ミナカマ)氏が占據したものとやうである。

ヲカ(岡)の縣主

仲哀天皇筑紫征討の際御出迎へ申上げた土豪熊野の裔(紀)。明示せられて居らぬが、宗像氏族であらう。

ヲカ(岡)の浦

筑前國賀川河口の地名(仲哀紀)。昔日は要津であつたらしく天皇は長門から此地に渡航せられたとある。

ヲカ(岡)の君モロシ(宜)

孝德朝の遣唐使隨員(紀)。崗縣主の一族であらう。姓氏録に見える岡連は孝德朝に市往泉麻呂といふものが給はつた姓とあるから、別氏とせればならぬ。

ヲカ(崗)の水門

右の崗の浦に通ずる水路(仲哀紀)。今の遠賀川河口であらう。萬葉集七卷に「天きらひひかた吹くらし水くきのヲカの水門に波立ちわたる」とあるのも此地を詠じたのであらう。

ヲカ(丘)のワクコ(稚子)の王

顯宗天皇の皇后難波小野王の御父(紀)。允恭天皇の御孫で、磐城王の子とある。記には皇后は石木王の御子とあり、紀に雄略天皇の御子に磐城皇子をあげて居る。右の如く諸傳區々であるが、此名の義はヲカ(丘)といふ地(所在不明)に居住せられた季王子といふことであらねばならぬ。

ヲカシ(犯、奸)

オカシの項下を見よ。紀の舊訓には侵、冒、奸、犯皆ヲカシと點してあるが、中世ヲ、オの假名が誤用せられたことは明白な事實で、準據とすべきではない。源氏物語にもオカシとある。

ヲカタ(岡田)の宮

ヲカ(岡)ト(處)の轉呼であらう。

ヲカ(岡)の途次滞在せられた筑紫の行宮(記)

神武天皇東征の途次滞在せられた筑紫の行宮(記)。上記崗と岡地、宗像氏が奉迎したのであらう。

ヲカタ(岡田)のカモ(賀茂)

山城國相樂郡の地名(風)。岡田は今の木津町で其東部に加茂村といふ名を存する。岡田の加茂と稱へられたのは愛宕の賀茂と區別せんが爲であらう。加茂族の一支が大和の葛城から最初此地に移住したので、こゝに其名を留めたものと思はれる。

ヲカハ(小川)の里

國 播磨國飾磨郡地名「風」。小川が貫流するから名を貰うたので舊名は私の里というたとある。今の花田村に小川といふ字が残つて居る。

ヲカヒ(小貝)の王

國 倭達天皇の皇子竹田王の一名「記」。御母は推古天皇とある。御同腹に靜貝王といふ名も見えるから、故あつて貝を名に負はれたのであらう。

ヲカヒ(小鹿火)の宿禰

國 雄略朝鮮地に出征した將軍の一人「紀」。角臣の姓を賜はつたとあるから、紀氏の一族であることは疑がない。——ソノの臣の項下参照。——ヲカヒは名で、ナは美稱、カヒは終身の意であらう。

ヲカミ(雄神)川

國 射水川の中流越中國東瀨波郡に雄神といふ地がある。萬葉集に雄河川とあるは此附近に於ける射水川の部分的の稱呼であらう。

國 (萬二七) ヲカミ川紅にはふ少女らしあしつきとると瀨に立たすらし

ヲカモト(岡本)の宮

國 舒明天皇の宮號「記、紀」。紀には遷_ニ於飛鳥岡傍_一とある。今の高市村字岡の龍蓋寺が其遺蹟であるといはれる。——此宮は天皇御占據以前から存したもので、推古紀十四年の條下にも皇太子(聖德太子)が法華經を此宮で講ぜられたとある。

ヲカヤ(岡屋)の臣

國 武埴安彦命の後「舊」。——他書に見えぬ。

ヲカヤ(岡屋)媛

國 爾をヤと訓むべき理由がないから、舊訓に誤なしとすれば此字は誤寫であらう。
國 物部伊葛弗連の側室「舊」。姉とあるが其父を詳にせぬ。或は族兄ヲカミ(小神)の連の女ではあるまいか。

ヲキ(遠岐) (動)

國 ナ(愛惜)キ(活用語尾)。——ナの項下を見よ。
國 愛惜の義から欲求の意に轉用せられた。紀の舊訓に招福又は招をナキと訓したのは「求」の意によるものであらう。——マネキ(招)もまたネギ(願)の派成語である。

國 (記、上) 賜_ニ其遠岐斯八尺勾魂鏡及草那藝鏡_一

(萬二七) ヲケよしの そこになければ いふすべの たどきを知ら

(萬二七) 月立し日よりヲキつ、打しぬび待てど來なかぬ雀公鳥かも

(神樂、韓神) みしま木綿 屑にとりかけ 我から神の からヲギせ

むや からヲギ からヲギせんや

(催馬樂、震山) たか山に驚をはなちヲケよしをなみ我がする時に

逢へるせなかも

ヲキ(萩) (植)

國 和名抄に萩は和名乎木とある。萬葉集にも「萩(萬二七)」、ササヲ萩(二卷)など、詠まれて居る。語原不明であるが、古語拾遺に天鈿女命が手

草にしたといふヲケ(飲器)に對して、ヲケと稱へたのであるまいか(ヲケの項下参照)。或はオケ、ヲケいづれか一方が説で、二者同一物であるかも知れぬ。スズ(簞)と同じく、上古は之を手にして神樂の樂器に用ひたものとやうである。前項に引いた神樂「韓神」の歌に「我から神のからヲギせむやからヲギ」とあるのも、手に持った萩にいひかけたので、樂原愚案抄には「消暑御神樂の試樂、執柄家にて行なはるる時、人長枯たる萩の枝をもつことあり」とある。

國 (萬二〇) 蒸邊なる萩の葉さやき秋風の吹き來るなべに雁なきわたる

(萬四) 神風の伊勢の濱折りふせて旅寝やすらむ荒き濱邊に

(萬二四) 妹なるがつかふ河津のササヲヲギあしと一言語りよらしも

ヲキ(小杵) (人)

國 武藏の國造笠原直の族人「安閑紀」。國造の位置を奪はうとして誅罰を蒙つたとある。

ヲキ(小城)の郡

國 肥前國の郡名。風土記に此村に土蜘蛛が堡を造つて占據して居たから、ヲキ(小城)といふとある。

ヲグサヲ(乎久佐乎)、ヲグサスケヲ(乎具佐受家乎)

國 萬葉集十四卷に「ヲグサヲとヲグサスケヲとし舟のならべて見ればヲグサかちめり」とある。乎久佐と乎具佐とは字を異にして居るけれども、同一語で地名であらう。所在は判明せぬが、駿河國志太郡大津村には大草といふ地があるから、小草といふ地名もあり得たとおもはれる。スケヲは助丁の意で之に對して上丁をヲクサヲと稱へたので

あらう(眞淵)。泊に横はるシホ舟(其項下参照)の如く、ならべて見るとヲクサ(ナ)がまさつて見えるといふことで、國衛又は那家に住む女が二人からいひよられて戯によんだ歌と解せられる。稚拙なる所に味がある。

國 宣長、雅澄が乎久佐と乎具佐とを別にしたのは従はれぬ。又スケヲを好色男とし、ヲグサヲはスケヲを略したもので、いづれも風流男をいふとしたのは東歌の解釋にはあたらぬ。新考に防人に行く途中で戯に丈くらべをした光景を詠じたものと説いたが、餘りうがち過ぎてあるのみならず、シホフネノといふ語がさかぬ。「眼前の物を取りて枕詞にした」といふのも憶断である。

ヲグナ(男具那、童男)

國 ナ(少)キ(子)ネ(敬稱)の轉呼。
國 倭建命の一名をヤマトヲグナの命と申上げ「紀、記」、熊曾建に對つて御自ら名乗られたとある。紀の少彦名命の出現の段に少男をヲグナと訓してある外、他に用例は見えぬが、ヲグナはヲミナに對する古語で、本來年少男子の敬稱である。——年長男女に對してはオキナ(翁)、オミナ(嬬)と稱へた(其項下参照)。

ヲクニ(少國)の峯

國 肥前國阿蘇郡の地名「豐後風土記」。阿蘇川(三隈川)の水源地とせられて居る。今も南北小國村といふ名がある。

ヲクマ(小熊) (人)

國 倭達天皇の妃菟名子夫人の父「紀」。伊勢の大鹿首とある。記には紀

を小熊子郎女としてある。ヲクマは小限の意であらう。

ヲクマコ(小熊子)の郎女

敏達天皇の妃(記)。伊勢の大鹿首とある。紀には大鹿首小熊の女で、菟名子夫人といふと記されて居る(前項参照)。

ヲクミ(麻組)の郎女

繼體天皇の妃(記)。息長手王の女とある。名の所由不明。ヲクミは或はヲクニ(小國)に通じ、地名であるかも知れぬ。

ヲクラ(小倉、小鞍)の山

萬葉集九卷(七)「白雲の立田の山の麓の上の小鞍の嶺」とある。立田にある山の名であらう。第八卷舒明天皇御製に「夕されば小倉の山になく鹿の今夜は鳴かず寐にけらし」とあるのも同地であらう。

ヲクリ(雄栗)之村

常陸國信太郡の地名(風)。供御の水を汲む井を掘つた地點とある。標註によれば今稻敷郡阿見村若栗が其地で、稚栗が雄栗と誤まられたのであらうといふことである。

ヲグロ(小黑)の吉士

敏達朝百濟の宰に任ぜられた人(紀)。難波(又は草香部)吉士の族人で、ヲケロは名であらう。

ヲケ(哀邪、弘計)の王

顯宗天皇の御名(紀、記)。市邊、押磐皇子の御子で、御兄億計王と共に難を避けて播磨國に潜居せられたとある。御名の義は小毛(禾草)であらう。——オホケの王の項下を見よ——紀には哀邪之石巢別命ともある(次項参照)。

ヲケ(哀邪)のイハスワケ(石巢別)の命

顯宗天皇の御一名(記)。イハスは堅牢なる御住居といふ意味であるが、之を稱號とせられた所由を詳にせぬ。或は近飛鳥宮の宮號であったのが紛れたのではあるまいか。

ヲケツヒメ(哀邪都比賣)の命

日子坐王(開化皇子)の妃(記)。御母の弟とある。姉姪はオケツヒメの命といひ、丸瀧臣の祖彦國オケツ命の妹であるから、同じく食物の意のケを以て名としたのであらう(オケツ姫の項下参照)。ヲ(小)はオ(大)に對する區別稱呼である。

ヲケラ(白朮)

朮(音朮又は白朮)はヲケラ若くはウケラと稱へるが、語義を明にし得ぬ。天武紀十四年に白朮煎を獻じたことが見えて釋紀には此三字を合はせてヲケラと訓めと註して居る。或は草其もの、名ではなく藥方の呼稱であつたかも知れぬ。東歌に「ウケラが花の色にいづ」ウケラの花の時なし(萬葉)と用ひられて居る所を見ると、其花は觀賞に値し、且一時には開花せず、次々咲くものと思はれる。

ヲコ(哀許、于古)

于古は寧ろヲコと稱へたのであらう。
原語はワで、之に形容接尾語カをそへたウカから轉化したのであらう。

今もウカウカ、ウッカヤなどいふと同意で、形容動詞としてはヲカシとなり、可笑の意を生じた。

(應神天皇御製) 吾が心し、いやヲコにして(記、紀)

源語にはヲコメキと用ひた例がある。

漢語の烏魯と義が似て居るが、字書から出た語ではない。

ヲコツリ(誘聚)

ヲキ(招)、ツリ(連)の轉呼か。

紀には誘、誘聚に常に此訓をあて、居るが、古書に假字書した例はなく、平安朝以後の物語類に見えるのみである。恐らくは其當時の俗語であらう。

ヲコベ(小子部)——ワカコベの項下を見よ。

釋紀第九卷「多臣之始祖也」の項下に、ヲコベと旁訓してあるが、ヲコといふ語が上代にあり得たとは考へられぬ。

ヲコホリ(小郡)〔地〕

コホリとも訓み得られるが、聞き苦しいから、ヲコホリと稱へたものと思ふ。

難波及筑紫の地名。大郡に對する稱呼である。

敏達紀に德率日羅を小郡西畔丘前に葬つたとあり、孝德紀に天皇小郡國に居られたとあるのは難波の小郡で、後の西生郡(今の西成區)方面をいふ。

又持統紀には筑紫の小郡で新羅の使臣を接待したとある。大宰府附近の一地區の呼稱であらう。

ヲコホリ(小郡)の宮

孝德紀三年「小郡營宮、天皇處小郡宮」とある。小郡は難波の小郡の事で、壞られたものは屯倉か館か判明せぬ。

ヲサ(譯語)

漢字語師の韓音(ハサ)から出た語であらう。

雄略朝韓人卯安那が始めて譯語として歸化し、之をヲサと稱へた。

ヲサ(長)の直〔逸名〕

皇極朝の人(紀)。蘇我入鹿大臣の配下とある。ヲサは和名抄に遠佐(但馬國養父郡)、哀佐(美濃國不破郡)、曰佐(筑前國那珂郡)郷をあげて居るから、地名であらうと思はれるが、所在を詳にせぬ。——姓氏錄和泉神別にあげた長公はナガの公と訓むもの、ヤウである。

ヲサキ(小埼)の沼——サイタマのヲサキの沼の項下を見よ。

ヲサシ(男狹磯)〔人〕

允恭朝阿波國長色に居住した海人(紀)。勅命を奉じ赤石の海底六十尋の水中に潜つて大鮫を取り、爲に命を殖したとある。名の義不明。サシは或は地名で、ヲは男の意であるかも知れぬ。

ヲサタ(他田、譯語田)〔地〕

④ ナサ(長)タ(田)。

⑤ 敏達天皇皇居の地(紀、記)。——神名帳城上郡他田坐天照御魂神社とあり、今の磯城郡磯向村大字太田である。

⑥ 借字が借字なることはいふまでもないが、他の字をナサと訓むのは長(田)は耕作民からいへば他人の田であるからであらう。

フサタ(他田)の舍人オホシマ(大島)

⑦ 萬葉作家。信濃の小縣郡の國造とある。フサタ(敏達)天皇の朝に舍人に奉仕した人の後なるが故に此名を以て呼ばれたのであらう。

フサタ(他田、譯語田)の宮

⑧ 敏達天皇の宮(記)。——紀には譯語田の幸玉宮とある。

フサタ(長田)のカハヒ(川合)の君

⑨ 物部の竹古連の後(舊)。カハヒは長田の一地區名であらうが所在を詳にせぬ。

フサタ(他田)のクマチ(熊千) [人]

⑩ 播磨國印南郡舎騎里の人(風)。私部の弓取等が遠祖とある。フサタは長の田といふ意から轉じた地名で、クマは名、チは主の意の敬稱である。此時代の人はマロと同様にチといふ語を名にそへて用ひたもの、やうである。——キサキ部の弓取の項下参照。

フサタ(譯語田)のヌナクラフトタマシカス(停中倉太玉敷) [尊]

⑪ 玉敷は從來タマシキと訓して居るが、語義を案するにシカスであらねばならぬ。

⑫ ヌナクラはニ(魂)ノ(助語)クラ(座)の轉呼。

⑬ 敏達天皇の御稱(紀)。——紀にはフサタを省いて單に沼名倉大玉敷命とある。欽明天皇の皇子、御母は石姫皇后(紀、記)。フサタは皇居の地、ヌナクラは玉座の意、フトタマは美稱で、玉座にシキイマス(シカス)天皇と申上げたのである。

フサタ(他田)のヒヘキ(日奉)の直トコタリ(得太里)

⑭ 萬葉作家。他田は池田の誤記であらう。——イケダの日奉の直の項下を見よ。

フサタ(他田部)のイハサキ(磐前)

⑮ 萬葉作家。上野國の人。

フサヒ(男組) [人]

⑯ 應神天皇の紀系媛の兄(紀)。櫻井田部連の祖とある。——紀に糸井比賣の父鳥垂根とあるにあたる。——フサヒの名の義は不明であるが櫻井の田部の族祖とせられた人であらう(其項下参照)。

フサベ 袁邪辨(の王)

⑰ 垂仁天皇の皇子(記)。御母は迦具夜比賣命とある。紀には此名は見えぬ。

フサホ(袁邪本) [地]

⑱ 武烈紀影媛の歌に「妻こもるフサホを過ぎ」とあり、春日と乃樂坂との中間に序してある。フは小の意で接頭語にも用ひられるから佐保の庄の一地區名が、若くはフサホをフサホとも稱へたのであらう。

フサホ(袁邪本)の王

⑲ 日子坐王(開化皇子)の子(記)。葛野之別、近淡海の蚊屋之別の祖とある。

フサメ(治)(修)

⑳ フ(精)スメ(統)の轉呼か。

㉑ 統一の意から統治、整頓をいふに用ひられる。——藏の意のフサメは次項の如く別の源から出たのであらう。

フサメ(收)(藏)

㉒ 語義は明白で、前項整頓の意のフサメから轉義したものと解せられるが、尙フサ、リサ、ウスとも轉用した形跡のある所を見ると、原語はウスであつたやうに思はれる。ウスは現在専ら白の意に用ひられるが、吉野の國權が酒を盛つたといふヨクス(ヨコウス)の如く、本初は物品を收藏する器をも意味し、之を活用してフサメ(フサメ)としたのではあるまいか。

フサユツル(儲弦)

㉓ 神功紀に儲弦に此訓を施してある。記には之を股弦一名宇佐由豆留とあり、仁徳天皇御製にも宇佐由豆流と假字書した例もあるが、音便によつてフサと稱へたことはあり得る。フサ(フサ)の語源は上記フサ

メの語幹と同一であらう。

フサフサモ(乎佐乎佐毛)

㉔ フサの疊語か。

㉕ 長々の意から十分といふやうな意味に轉じたのであらう。後世通く用ひられる語であるが、古歌には左の一例があるのみである。

㉖ (萬二)トヤの野にをさされらばリフサフサも寝なへ兒故に母にこるばえ

㉗ 此歌の上二句はフサフサをいへんが爲の序で、ネラハハはネラヒ、アである。歌の意は「十分添寝もせぬ子の故に母にしかられる」といふことである。

フシ(鴛鴦) [鳥]

㉘ 和名抄に鴛鴦及鴛鴦をフシと訓してある。同書にも註記せられて居るやうに雌雄相愛の情の深いものであるから、フシ(愛シ)鳥と名づけられたので、鴛鴦樂にあるやうに正しくはフシのカモと稱すべきであらう。

㉙ (萬三)人がすあらくも著し潜さするフシとたかべと舟の上にする(萬三)磯の浦に常よび來すむフシ鳥のをしき吾身は君がまにまに(鴛鴦樂)何爲)いかにせんや フシのカモ鳥 いで、行けば 親は

ありくと さいなめど よつまさだめんや サきんたちや

フシ(食)、フシモノ(食物)

㉚ (接頭語)フシ(食)。——其項下を見よ。

㉛ フシは美稱、フシは美食の意であるが、更に之にモノをそへてフシモノ

よともいふのである。

○次項の動詞ナシと同原から分化したものともしひ得るが、尙シ(食)の原義から美食の意となつたものと解する方がよい。

ラシ(食)〔動〕

ラシは語幹、シは「爲」の意の活用語尾。

○確言は出来ぬが、上古口を意味するラといふ語があつて、之に活用語尾シをそへてラシ(口爲)とし、食用、口供等の意に用ひられたものと思はれる。

○メシ(目爲)が見る意から敬語となつたと同様に、ナシも亦「聞こしチス」の如く多くは敬語助動詞に用ひられるが、尙マ(ミの轉呼)を冠したマナシは白、申を意味する。——此語もまた敬語助動詞に使用せられることは其項下に述べた通りである。——食用の意に用ひたものには次の例がある。

(神功皇后の御歌) まつりこし 御酒ぞ あさすチセささ(紀、記)
(吉野の國權の歌) うまらに 聞こしもちチセ まろがち(記、紀)

ラシカハ(章)

○仁賢紀に熟皮をカハチシと訓し、和名抄に章は和名チシカハとある。シは土シ、型シ(鍛工)等のシで作爲の意、チは積であらう。皮を靴して積の材料にすることをチシといひ、其皮をチシカハと稱へたものと思はれる。

ラシヘ(教)

○ナシ(食)、アヘ(響)の約。

○原義は食物を供するといふことであるが、親は子に食物を攝ることを教へるのが自然の習性であるから、轉じて教訓の意となつたのであらう。

ラシマ(男島)の足尼

○國史大系本には田島とある。

○都怒(周防)國造(舊)。紀都怒足尼の子で仁徳朝に拜任したとある。ラシマは地名を貢うたのであらう。——雄略紀に角臣の姓を賜はつて此國に土着したとある小鹿火宿禰は此人の後であらう。

ラスクニ(食國)

○ナシ(食)クニ(國)の轉呼。

○食色の意から轉じて領土の義に用ひられた。

○夜之食國(記上)、食國之政(記中)、四方食國、聞書食國(續紀詔)などを用ひた例がある。舊事紀には神武朝に宇摩志麻治命と天日方奇日方命とが申食國政二大夫に任ぜられたとあり、應神朝にも大雀命に執食國之政二以白賜と敕詔あらせられたとあるから(記)、國政の補佐をナスクニのマツリコトをマナスといふたものと思はれる。

○(萬)あらたへの 藤原が上に ナス國を めし賜はむと(五)

(萬)わざみが原の 行宮に 天降いまして 天の下 治めたまひ ナス國を 定めたまふと(二九)

ナステ(小爲手)の山

○萬葉集七卷に「安太都去小爲手の山の眞木の葉も久しく見ればこけおひにけり」とある。安太が紀伊國在田郡英多をいふものとすれば、

小爲手山も其附近であらうが、所在を詳にせぬ。同郡に押手村(今安請村と稱へる)といふ地名があるが、在田川の川上であり、英多に行く道ではなく、距離も遠いから、小爲手の説ではあるまい。尙攻究を要する。

ラソ(乎會)、ラソロ(乎會呂)

○ラソの轉。——其項下を見よ。——ロは接尾語。

○嘘と同義に用ひられるが、原義によりアサマシイといふ意味をも表示することがある。

○(萬二)鳥とふ大チソ鳥のまさでにもきまさぬ君を子ろ來とぞなく(萬七) 逢ひ見ては月もへなくに戀ふといへばチソロと我をおもほさんか

ラタ(小田)の王

○刊本山田とあるが、元暦校本に従ふ。

○萬葉作家。聖武孝謙朝の人(續紀)。出系を詳にせぬ。

ラタ(小田)の郡

○和名抄陸奥國小田郡。今陸前遠田郡に屬す。天平勝寶元年始めて黃金を獻じた。

○(萬二)とりが鳴く あつまの國の みちのくの 小田なる山に 黃金ありと 申したまへれ(四九)

ラタ(小田)の里

○常陸國久慈郡の里名(風)。郡東にあり、多く墾田を作つたからラタ

と名づけたとある。和名抄の山田郷が之に擬せられて居るが、若し然りとせば郡東は郡北の誤寫とせればならぬ。——ラは愛情の意の接頭語である。

ラダ(小田)の連

○物部の建彦連の後(舊)。ラダは地名であらうが所在を詳にせぬ。

ラダ(小田)のコトヌシ(事主)

○萬葉作家。傳不明。——刊本には主の字はないが、同じ歌の作家を六帖には「なたの、ことぬし」と假字書してある(古義)。

ラダ(尾田)のワタクシ(吾田節)のアハ(淡)の郡

○節はラシと訓してあるが、節の略字でクシと訓むべきであらう。

○仲哀天皇に征韓を建言した諸神中一柱の在所(紀)。ラダは小田で、ラダのワタクシ(私)はアハ(粟)にかゝる一種の枕詞、アハの郡は阿波國阿波郡のことであらう。神名帳に同郡大原(オホアマ)の約(神社)とある。——ラダクシの項下参照。

○此傳説に見える諸神は皆征韓の役に供奉した水師の將をいふもの、やうである。然るに此破天荒の大事業が神わざと説明せられ且事實に於ても其人々は神として祀られたので、從來之に氣づいたものがなかつた。此神の如きも亦阿波國に占居した海人族の酋長の一人で、水軍に長じて居たので皇后から召されたのであらう。されば其社も大アマ(オホマ)は其約)とよばれるのである。

ラタカ(尾高)の里

常陸國行方郡の里名(風)。——和名抄には小高郷とあり今も小高村とよばれて居る。小高といふ佐伯が占住して居たから之に因つて里名としたとある。

ヲタチ(小立)の足尼

都佐國造(善)。長阿比古と同祖、三島濱杭命九世の孫で、成務朝に拜任したとある。續後紀に攝津國の人長我孫は葛城事代主命八世の孫忌寸宿禰の苗裔也とあるから、小立足尼が賀茂氏族の人なることは疑がない。都佐神社の祭神が高鴨の神とよばれる所を見ると、同國には早く賀茂氏族が移住したのであらう。

をたて (歌詞)

ウタテ、又はウタタの轉呼。
應神天皇の御製に「うしろてはヲタテるかもし」(記)とあるのは「疎ましい」といふ意のウタテの轉呼で、勢之媛皇后の御歌に「ウタテ大和を過ぎ我が見か欲し國は」とある(紀、記)のはウタタ(轉)の意である。

ヲタヒ(小鯛)の王

萬葉作家。更の名は置始多久美といふとある。——其項下を見よ。

ヲタラシ(小足)の神(命)

播磨國揖保郡萩原里の祭神(風)。少足の訓を詳にせぬが、次項に準じて假にヲタラシと訓んで置く。

ヲタラシ(小足)媛

孝德天皇の紀(紀)。阿倍倉梯麻呂の女とある。帝王編年紀には男足姫とあるが、ヲは美稱で、タラシは具足の意とおもはれる。

ヲチ(條)

ヲ(小)チ(路)。
小路の意から轉じて、(一)條、(二)條理の意となつた。其は恰も直路から(一)筋、(二)理論といふ語を派生したと同じ趣である。例
(神代紀) 更條 々而敷之
(清寧記) 大匠 ヲチナミこそ すみかたむけれ

ヲチ(若)(遠)

ヲ(小)チ(接尾語)の轉呼。
小の意からオイ(老)に對する若(年少)の義に用ひられ、又遠の意に轉じた。ナト、ヨチとも轉呼せられる。——各其項下参照。
遠の意に於てはヲチカタ(遠方)、ヲチコチ(遠近)などと用ひられ、若の義としてはヲチカヘリ、若變、變若反)の如き用例がある。又「若くなるといふ意を以て動詞としても用ひられたもの、やうである。例
(萬葉) 雲に飛ぶ樂吹むよは都見ばいやしき吾が身またヲチぬべし
(萬二) つくよみのもてるヲチ水取り來て君にまつりてヲチ得しむし(三三三)

國家持の遠望の歌(四二)に「手ばなれもヲチもか易き」とあるによつて從來ヲチに還元の意ありと説いたのは語義上根據のないことである。若し家持が其意で用ひたとすれば誤用である。

ヲチ(伯父、叔父)

ヲ(小)チ(父)。

父母の兄弟をよぶ語。肉親に限らず前世代の人に對する呼稱にも用ひられる。今も同様である。

ヲチ(越智、小市) (地)

小市の意から地名に轉用せられたのであらう。古典に見えるのは左の三地である。

(一) 大和國高市郡の越智。——今も越智岡村大字越智に名が残つて居る。

(二) 近江國坂田郡息長の庄。所在不明。萬葉集に左の用例がある。

(萬三) しな立つ つくまさぬかた 息長の ヲチの小菅 編まなくに い蒨り持ち來(三三三)

(萬七) 眞珠つくヲチの菅原吾からす人の蒨らまく惜しき菅原
(三) 伊豫國越智郡。——右は小市國といひ國造をおかれた(其項下を見よ)。

ヲチ(小市)の直

物部の大小市(新川大連の子)の後(舊)。ヲチは伊豫國越智郡で、後記小市國造と同家であらう。

ヲチ(遠智)の娘

天智天皇の紀(紀)。蘇我の山田石川麻呂の女、持統天皇の御母である。大和の遠智に居住したが故に此名を負うたのであらう。或本云美濃津子娘と分註してあるのは蘇我の造媛のことと思はれる。——ミヤツコ媛の項下参照。

ヲチ(越智)の大野(野)

上記大和國高市郡越智里の野をいふ。
(萬二) たまたれの ヲチの大野の 朝露に 玉露はひびち(二四四)
(同) したたへの袖かへし君たまだれのヲチ野過ぎ行くまた逢はめやも

ヲチ(小市)の國造

應神朝物部連大新川命の孫子致命が任命せられたとある(舊)。子致命は上記小市連と同人であらう。

刊本子到とあるが、到は一本に致とあるを可とし、子は乎の誤とおもはれる。

ヲチ(子致)の命

刊本には致を到としてある。いづれにしてもヲの假字であらう。又子は乎の誤字と思はれる。

小市國造(舊)。物部連と同祖大新川命の孫とある。物部系譜には新川大連の子大小市連を小市直の祖としてあるから、子致命は其子であらう。

大ヲチの子の小ヲチを約してコチと稱へたこともあり得る。若し然りとせば子は誤字ではない。

ヲチ(小市)の岡上陵

齊明天皇の御陵(紀)。御子間人皇后(孝德天皇の皇后)も、に合葬せられた。

ナチコ(舅子)〔人〕

調吉士伊金體の子(欽明紀)。父と共に新羅軍に捕はれ居せずして殺されたとある。

ナチナシ(袁運無)

ナチ(條理)なしといふ意。紀に懦弱、怯弱、劣弱に此訓を興へて居るのほ轉義であらう。

〔清寧記〕大匠 ナチナミこそ 剛かたむけれ

(佛足石歌) ナチナキや我に劣れり

(續紀略) 先ノ人ハ謀乎運ナシ我方能ノ都興ヲ謀テ

ナツ(小津、尾津)の君

倭建命の子足鏡別の裔〔記〕。舊事紀には稚武彦王の後とある。後記尾津の領主であらう。

ナツ(尾津)の前

伊勢國桑名郡尾津郷(和名抄)。神名帳にも同郡に尾津神社をあげてあるが、今は其名も社の跡も残つて居らぬ。語義は丘地の津といふことであらう。

〔倭建命の御歌〕尾張に たゞに向へる ナツの前なる 一つ松あせむ〔記〕

ナツキ(小月)のヤマ(山)の君

垂仁皇子落別王の裔〔記〕。ナツキは神名帳に近江國栗太郡小槻大社

とある地。今の泊田村、志津村である。ナは接頭語、槻の樹によつて名を貰うたので、ヤマの君は山部の君の意である。姓氏録にも小槻氏は於知別命の後也とある。

ナツクバ(小筑波)山

ナは美稱で、小の意でも男の意でもない。小初瀬山などいふ例もある。ナツクバの項下参照。

〔萬二〕ナツクバのしげき木の間よ立つ鳥の目ゆか汝を見むされまらなくに

(同) さ衣をナツクバ山の山の時忘らえ來ばこそ汝をかけたはめ

(同) ナツクバの嶺ろに月たし迷ひた夜はさばだなりぬをまた庭てむかむ

ナツツ(現)

ナツツの轉。其項下を見よ。

ナツナネ(尾綱根)の命

シツナネの命の項下を見よ。

ナツメ(小集樂)

ツメは集の義で、ナツメは小集である。歌垣、カガヒなどの類で、日を期して男女が一所に集會して歡樂することをいふのであらう。ツメの樂の項下参照。

〔萬二〕 曇の江のナツメに出で、うつゝにもおのつますらを鏡とみ

つゝ
この歌の鏡は借字で類身の意であらう。

ラテコ(小手子)〔人〕

崇徳天皇の妃〔紀〕。大伴糠手連の女とある。ラテはラチ(年少)の意であらう。

ラテモ(遠面)

ラ(小)テ(接尾語)モ(面)。

ラテはラチ、テトといひ、小の意から轉じて遠の義となつたものやうである。ラチの項下参照。ラテモは遠い側といふ意。

〔萬二〕 あしがらのラテモ、このにさす良のかなる間しづみする吾祖とく

ラト(小門)のタチバナ(橘)

タチバナのラトの項を見よ。

ラド(平度)のタドリ(多利)

萬葉集十四卷に「上毛野のラドのタドリが河ちにも見等はあはなも同のみして」とある。ラトは小門の意、タドリは地名であらうと思はれる(其項下参照)。

ラトコ(少男)

ラトはラチ(若)の轉呼。其項下を見よ。

年少子の意で、ラトメ(少女)に對する語であるが、壯年の意にも轉用せられ、後世は一般に男性の呼稱となつた。

〔紀〕に少男を烏等孤と註し、同書及萬葉集に壯夫、壯士、壯男をラトコと訓ませているのは尙當を得て居るが、男女をラトコ、ラトメとする

は古語ではない。一般的稱呼としてはラノコ、メノコというた答である。

ラトコ(壯子)の首

景行天皇の御子豐門別命の後〔書〕。他に見えぬ姓で其所由も不明である。

ラトコサビ(遠刀古佐備)

ラトコ(少年又は壯年)アルことをいふ。サビの項下参照。

〔萬二〕 ますらの、ラトコサビすと 劍太刀 腰にとりはき(八〇四)

ラトコジモノ(男自物)

男其物の意。今の口語でいへば「男の身で」とでもいふことである。

〔萬二〕 吾妹子が かたみに置ける 若子の こひ泣く毎に 取りあ

たふ ものしなれば 男ジモノ 腋はさみもち(三〇〇)

(萬二) 面かたの忘れてあらばあづきなく男ジモノや懸ひつゝ居らむ

をとつはたて

ナトはラチ(遠)の轉呼。

遠の端方の意。

ナトツヒ(前日)

ナトはラチの轉呼。ラチとも通ずる。其項下参照。

遠ツ日の意であるが、過ぎ去つた日ないふに用ひられた。されば今

日の幾日前と限定する意味はないのであるが、慣用上キノフ(昨日)に對して、其前日即ち一昨日をいふ。

(萬一) 前日も昨日も今日も見つれども明日さへ見まく欲しき君かも(萬一七) 山のかひそことも見えすヲトツヒも昨日も今日も雪の降れば

同集第四卷に前年之先年後至今年とあるのも、此例によれば「ヲトトシ」のサキツ年より今年まで」と訓むのかも知れぬ。

ヲトヒメ(袁杼比賣)

雄略天皇の寵人(記)。丸瀧の佐都紀臣の女とある。紀の童女君とあるにあたるから、ヲトヒはヲトメのヲトでナチ(年少)の意であらう。

ヲトミ(遠止美)

ヲト(若)、ミ(水)。

今の語のワカミヅ(若水)の意で、之を飲めばワカヤケとせられたのであらう。

出雲國神賀詞に須須伎振遠止美ノ水ノ瀧遠知ニ御食知坐とあるのはスキ(神樂に用ひる鳴物)振るヲトメ(少女)と、薄オフル小門ミ(ミは島ミ、浦ミ等のミ)とに二重にいひかけたので、之が爲に「水」といふ語が重複したのであるが、本義は「若水」であることは次句によつても明である。若水を上代ヲトミと稱へたと見えて萬葉集にも次の如き用例がある。

(萬一) 吾が袂まかむと思はむすらはは嚙水求めよ白髪生ひたり(同) しらが生ふることは思はず嚙水をばかにもかくにも求めて行かむ

刊本變を懸につくり、ナミダと訓し、又前の歌の求を定としてシヅミと訓して居るが、意をなさぬ。神賀詞についても舊訓は甚誤つて居るが、宜長の改訓を可とする(後釋)。但し釋義にはあきたらぬ點が多く、此古言の妙味が少しもあらはれて居らぬ。ことにヲトを流の意としたのは本末顛倒で、ト(流)はヲト(小門)の轉訛であることに氣がつかなくつたものと思はれる。

ヲトメ(少女)

ヲトはナチ(若)の轉。——ナチの項下を見よ。

年少女の意。上記ヲトコに對する語で、今も其意に用ひられて居る。幼女、童女、稚女の字をあてたのは當を得て居るが、處女はや、意を異にする。

ヲトメサビ(遠等咩佐備)

少女アルことをいふ。——サビの項下参照。

(萬一) 少女等が ヲトメサビすと から玉を 袂にまかし(八四)

ヲトメ(童子女)松原

常陸國鹿島郡の地名(風)。輕野の南方とあるが、所在を詳にせぬ。那賀の寒田の耶子と海上の安是の嬢子との期會した地とある。

ヲトメ(嬢子)山

刊本嬢子にハハコと訓して居るが、此字は通例ヲトメの假字に用ひられ、特にハハコと訓むべき理由がない。

肥前國杵島郡の東北の山(風)。土蜘蛛八十女といふものが住んで居

たから、ヲトメ山と名づけたとある。——小城郡多久の女山といふ説があるが、郡の東北とあると合はぬ。恐らくは小田村の北にある女岳であらう。

ヲトメのムナスキトラシテ(童女智鉏所取而)

出雲風土記國引の段に用ひられた句。ヲトメ(小女)のムナ(胸)は乳房が小さくてみえるものであるから、スキの枕詞に用ひられたのである。ムナスキとつゞけて調み、鉏の一種でもあるかのやうに説くのは誤である。

ヲトモ(雄伴)の郡

攝津國の郡名(風)。史書、和名抄、延喜式にも此郡名は見えぬが、風土記に波比具利岡、歌垣山、夢野の郷名があげてあるから、同書編纂當時は存在したのであらう。法隆寺資財帳には雄伴郡宇治郡伊米野とある所を見ると、後の八部、菟原、武庫郡に互る地區の稱呼であつたと思はれる。

ヲトヨ(乎止與、小止與)の命

尾張國造(舊、國造本紀)。天火明命十世の孫とある。——同書尾張氏系譜には十一世とあり、姓氏錄尾張連の條下には十四世の孫小豐命とある。ナは美稱、トヨは豐の意であらう。

ヲナキミ(童女君)——ヲミナキミの項下を見よ。

ヲナネキミ(小姉君)——ヲネキミの項下を見よ。

ヲナベ(袁那辨、小願)の郎女(媛)

應神天皇の妃(記、紀)。丸瀧のヒフレの女で、宮主矢河技比賣(宅媛)の妹とある。ナは美稱、ナベはナ、ア(誓)の義で、神に誓ふことを掌る女性をいふ。父、姉と同じく忌人であつたのであらう。

ヲニヒタ(小新田)山

ナは美稱、上野國ニヒタ山をいふ。——ニヒタ山の項下参照。

ヲヌ(小野)の朝臣オユ(老)

萬葉作家。天平二年大宰大貳を以て卒去(續紀)。——ヲヌの臣の項下を見よ。

ヲヌ(小野)の朝臣ケヌ(毛野)

持統九年新羅に派遣せられたとある人(紀)。和銅七年中納言を以て薨去(公卿補任)。大德冠妹之子孫、小錦中毛人之子也とある。

ヲヌ(小野)氏アハリ(淡理)

萬葉作家。大宰府の官人。小野朝臣家の人であらう。

ヲヌ(小野)氏クニカタ(國堅)

萬葉作家。大宰府の官人。

ヲヌ(小野)の臣

天押帶日子命(孝昭皇子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。春

日臣の同族で、春日小野区といふ人名も見えるから、雄略紀、小野は春日の一地名であらう。姓氏録には小野朝臣は米餅春大使主命の後とし、小野妹子が近江國滋賀郡小郡に居住したから、氏名としたとあるが、恐らくは小野臣氏が同地に移住したために地名となつたのであらう。

ヲ又(小野)の臣イモコ(妹子)

推古朝隋に使した人(紀)。——大唐と記されて居るのは後の稱呼を過つて用ひたので、要するに支那といふことである。隋に於ては蘇因高とよばれたとある。因高はイモコの音譯、蘇はカスカの音を取つたものと思はれる。

ヲ又(小郊、小野)の宮

顯宗記分註に天皇の宮ニケ所にあり、一は宮ニ於少郊ニ二は宮ニ於池野ニとある。播磨風土記に志深の里に小野宮、池野宮を造つて居られたとあるに一致する。

ヲ又(平野)のタドリ(多杼理)

——マドリの項下参照。

ヲ又(小野)のタモリ(田守)の朝臣

萬葉集二十卷に渤海大使とある。聖武—淳仁朝の人(續紀)。

ヲ又(小野)のハリハラ(榛原)

神武天皇が靈時を立てられた鳥見山中の地(紀)。上小野榛原、下小野榛原と號けられたとある。今も宇陀郡榛原といふ地があるが、ハリ

ハラの語義はハリ(薊)のある原といふことであるから、必しも此地に限つた呼稱ではない。或は宇陀(大田の意)のハリハラと區別する爲に特に小野のハリハラと稱へたのかもしれない。——トミの項下参照。

ヲ又(小野)のワカイラツメ(稚郎)皇女

——キタマのワカイラツメ皇女の項下参照。

ヲ又ナトモモユラニ(壇々)

此云ニ平奴儂等母々由羅爾ニと訓註してある。

ヲ又ナトモモユラニの項下を見よ。

記の文に引合はせて壇々は上に瓊響の二字を脱したもの、「平」の字は行と脱れて居るが、ヲは美稱とも解することが出来る。——訓詁参照。

ヲ又ヒ(小縫)の命

尾張氏十世庶流(舊)。後風に關する記事がない。

ヲネ(小根)の使主

雄略朝の人(紀)。不穩の言を人に漏したが故に誅せられたとあり、根使主ノ子也と註せられて居る。父根臣に對して小根臣と稱したのであらう。

ヲネキミ(小姉君)

ヲナネといふ訓もあるが、ヲネは汝姉の意であるから、姉の訓とするは不當である。

欽明天皇の紀(紀)。蘇我の堅鹽媛の同母弟とある。——記にキタレ比賣の妹小比賣とあるにあたる。——名の義は字の通りで從姉の、とであるから、稱日宿禰の兄弟(姉妹)の子であらう。

ヲノ(小野)のイモコ(妹子)

——ヲノの臣イモコの項下を見よ。

ヲノコヤモ(媛)

靈異記中卷第十六條に願を平乃古夜母と訓してある。

和名抄には露夫を夜無平、露を夜無女と訓してある。今も露婦をヤモメ、露をナトコヤモメといふ。ヤモメはヤムは外來語と思はれるが語原を詳にせぬ。伊勢、空穂には男をもヤモメとした例がある。

ヲバ(姨)

ヲ(小)ハ(母)。

父母の姉妹をよぶ語。肉親には限らず、前世代の婦人を呼稱するに用ひられたやうである。今も尙同様である。

ヲハエ(小羽江、小葉枝)の王(皇子)

應神天皇の皇子(記、紀)。生母は日向の長媛とある。御兄大ハエの王と同じく、ハエ(南)人の生ひまゐらせ御子なるが故に此名を眞はれたのであらう。

ヲハシ(小橋)

仁徳朝猪甘の津に架けられた橋(紀)。轉じて其地の稱呼となり、今も大阪市玉造に小橋、東小橋の名が残つて居る。

ヲハシ(小橋)の江

仁徳朝に掘鑿せられた疏水路(記)。上記ヲハシを架したが故に名を貰うたのであらう。

ヲハシ(小橋)の君

神武天皇の紀阿多の阿比真比賣の兄(記)。紀に火國降命即吾田君小橋等之本祖也とあるから、阿多の単人の首長で、ヲハシは其名と思はれるが、所由を詳にせぬ。——或は地名であるかも知れぬ。

ヲハセカタ(男莖形)

古語拾遺に男莖形をヲハセカタと訓してある。

和名抄に玉壺橋氏漢語抄云屬ハセ一云マラとある。ヲハセは男ハセでハセはハシの脱、柱の意であらう。今も之をサチ(竿)とよぶ地方がある。

ヲハツセ(小泊瀬)の舍人

武烈朝に設けられた舍人部(紀)。小ハツセは天皇の名に因んだものである。

ヲハツセ(小長谷)部

武烈朝御子代として定められた民部(記)。上記ヲハツセの舍人の、とて、舍人部の意であらう。

ヲハツセ(小長谷、小泊瀬)の造

神八井耳命の裔(記)。上記ヲハツセ部の部長であらう。仁徳紀に賢遠臣といふ名を給はつた宿禰臣は小泊瀬道の祖とある。天武十二年遷に昇格(記)。——サカシノコリの項下参照。

ヲハツセ(小長谷、小泊瀬)のワカササギ(若雀、稚鶴)の命(天皇)

武烈天皇の御稱號(記、紀)。御母は春日の大臣女皇后とある。ハツセは皇居の地、ヲを冠したのは御祖父雄略天皇の御稱號大ハツセと區別せんが爲であらう。ササギは御名で、鳥名を負はれたものと思はれる。——ササヤの項下参照。

ヲハツセ(小長谷部)のカサマロ(笠麿)

萬葉作家。信濃國人。

ヲハナリ(小放)

ヲは小の意又は美稱、ハナリは垂髪をいふ。——其項下参照。

ヲハナリ(尾羽張)の國ミヌ(三野)の別

垂仁皇子大津日子命の裔(記)。ミヌは神名帳に尾張國中島郡見勢神社とある地であらうが、今所在を明にせぬ。

ヲハリ(尾張)の宿禰オホスミ(大隅)

持統天皇十一年位階を昇叙せられ、水田四十町を給はつた(紀)。續紀によれば壬申亂に天武天皇の駕を迎へ私第を掃き清めて行宮とし、且軍資を助けまゐらせたとある。——後記尾張連と同氏。

ヲハリ(尾張)の地

大和國葛城の地名。高尾張ともいふ。——其項下参照——山岳の尾を張つた地といふ意味で名づけられたのであらう。尾張連氏の占據地ふとある。——各其項下を見よ。

ヲハリ(尾張、小張)の皇子(王)

敏達天皇の皇子、御母は推古天皇(紀、記)。ヲハリは葛城の地名であるが、或は尾張氏の人が奉仕したから此名を負はれたのであるかも知れぬ。

ヲハリ(尾張)の連

オキツヨツの命の後(記、紀、舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。オキツヨツの命は天火明命(舊事紀には饒速日命と同人とせられて居る)の裔で、其母が葛城の土家御根命の女なる縁によつて葛城氏族に就き、葛木彦と名乗つて高尾張のムラジ(村主)となつたのである。爾來母系を以て相續したが、第六代にあたるワマン内宿禰(彦太押信命の子又は孫)が異母弟(又は兄)建内宿禰の爲に滅されたので、族長権は其子孫に移り、——カツラヤの臣の項下参照——先代倭得玉彦の後は尾張國に移住し、海人族との通婚により、同地方の領主権を得、別に尾張連家を設立したもの、やうである。舊事紀天孫本紀所載の尾張氏系譜には大和在住時代を尾張連、尾張に移つてからを尾張連と書いて區別してある。便宜の爲此稱呼に従ひ、且舊事紀系譜に若干の訂正を加へて(訂正の理由は各關係人名の項下に出づ)左に之を記述する。

(一) 尾張連

(備考) 何世と肩書したのは始祖天火明(饒速日)命以來の世代で、疑はしい點もあるが、舊事本紀及姓氏錄と参照の便宜の爲め存したのである。ローマ數字は連の相續順位、名の下に括弧内にをさめたのは後裔である。

(始祖)

である。

ヲハリ(尾張)の國

倭建命の御歌にも見え古い地名であるが、大和の尾張連家の人が此地に下り、首長と仰がれるやうになつてから、此名を負つたもの、やうで、其以前は海部、年魚市、丹羽の如き部分的名稱が用ひられたものと思はれる。

ヲハリ(尾張)の國造

美夜受比賣の後(記)。國造本紀には成務朝に天別火明命十世の孫小止與命が任命せられたとある(舊)。ミヤズ比賣は此地の土家の嫡統であるから、國造の祖と稱へられたのであらう。テトヨの命は尾張氏系譜によれば第十一世とあり、十世淡夜別命が尾張國の大海部直の女を娶つて生ませたもの、やうであるから、母系によつて此地方の首長と仰がれ、朝廷から公認せられたものとおはれる。

ヲハリ(尾張)の國ミヌ(三野)の別

垂仁皇子大津日子命の裔(記)。ミヌは神名帳に尾張國中島郡見勢神社とある地であらうが、今所在を明にせぬ。

ヲハリ(尾張)の宿禰オホスミ(大隅)

持統天皇十一年位階を昇叙せられ、水田四十町を給はつた(紀)。續紀によれば壬申亂に天武天皇の駕を迎へ私第を掃き清めて行宮とし、且軍資を助けまゐらせたとある。——後記尾張連と同氏。

天照國照產天火明御玉饒速日命 (第一世)

天香語山命 母は天道日女命 (第二世)

天村雲命 母は穗屋姫 (第三世)

天忍人命 母は阿俣良依姫 天忍男命 母同 忍日女命 母同 (第四世)

天戸國命 母は葛木出石姫 天忍男命(大媛王部連) 母同 (第五世)

瀧津世襲命 母は葛木御根命女賀奈良知姫(以下同腹) 建額赤命 世襲足飯命 孝昭天皇の皇后 (第六世)

建斗米命 母は葛木遊姫 妙斗米命(六人部連) 母同 (第七世)

建筒草命(多治比連)(津守連)(若倭部連)(葛城厨直)。母は葛城の尾治置姫 (第八世)

(3) 建田背命(神服連)(海部直)(丹波國造)(但馬國造)
 建宇那比命
 建多乎利命(箭連)(若大養連)
 建彌阿久瓦命(高屋大分國造)
 建麻利尼命(石作連)(桑内連)(山邊縣主)
 建手和邇命(身人部連)
 宇那比姬命
 (第七世)

(4) 建諸岡命 母は城島連の祖節名節姫(以下同腹)
 葛木高名姫 可美内宿禰の母(原書は崇神天皇の妃大海姫と混同して居る)

(第八世)

(5) 倭得玉彦命 母は葛木諸見己姫
 (第九世)

弟彦命(尾治連) 母は淡海の谷上刀俣 △別系に出づ
 日女命 母同
 玉勝山代根古命(山代水主)(菴部連)(輕部連)(蘇宜部首)
 母は伊賀臣伊賀姫(以下同腹)
 若都保命(五百木部連)
 置部與曾命 (十世)大原尼命(筑紫豐國造)
 彦與曾命 (十世)大八橋命(斐陀國造)

九世の諸員が皆倭得玉彦の子であるといふことについては疑があ

る。葛木の尾張氏は五代を以て事實上廢絶したので、族人中名の知られたものを、に列擧したのではないかと考へられるのである。十世にも系譜の明白でない大養命及小養命といふものが擧げられて居るのである。

(三) 尾治連

九世弟彦命は尾張國に移住し、大海氏に就いたもの、やうで、其孫乎止與命は尾張國造に任命せられ、玄孫尻綱根命の代に至つて尾治連の姓を給はつた。恐らくは其妹が應神天皇の后妃の祖母及母であつた縁によつて尾張家再興を許されたのであらう。爾來左記の如く男系を以て相續した。

(第九世)

弟彦命(無世)

(第十世)

淡夜別命(大海部直) 母は大海氏であらう

(第十一世)

乎止與命(國造本紀によれば十世とある)

(第十二世)

建稻種命 母は尾張の大印岐眞敷刀俣

(第十三世)

(一) 尻綱根命 母は瀨波縣君氏玉姫
 尻綱眞若刀俣命 五百城入彦命の配、仁德天皇の外曾祖母
 金田屋野姫命 品陀眞若玉の配、仁德天皇の外祖母
 (第十四世)

(2) 尾治弟彦連
 尾治針名根連
 意乎己連
 (第十五世)

(3) 尾治金連 父母不明
 尾治岐閉連(即連)
 尾治知知古連(久勢連)
 (第十六世)

(4) 尾治坂合連
 尾治古利連 以下父母不明
 尾治阿古連(大刀四連)
 尾治中天連
 尾治多多村連
 尾治弟鹿連(日村尾治連)
 尾治多與志連(大海部直)
 (第十七世)

(5) 尾治佐速連
 妹尾治兄日女連
 (第十八世)

(6) 尾張乙訓與止連
 尾治栗原連 以下父母不明
 尾治間古連

尾治枚夫連(紀伊尾治連)
 舊事紀の尾治連系譜は之を以て終つて居る。最後の尾治乙訓與止連は山城國乙訓郡深村に移住したから、此地名を負うたので、續統であつたかは疑問である。同世代の枚夫連の後も紀伊國に移住したのであらう。尾張に残留したもの、子孫には前記の尾張宿禰大隅がある。宿禰に昇格したのは此人の功によるものであらう。
 上表に掲げた諸人中特記の必要のないものは別に項を設けて記述せぬことにした。

ヲハリ(尾張)の連 (逸名)

萬葉作家。傳不明。天智朝の人であらう。

ヲハリ(尾張)の連アリ(吾妻)

九葉朝の人(紀)。玉田宿禰の爲に殺されたとある。アツはアセと同じく、敬稱から轉じた名であらう。

ヲハリ(尾張)の連クサカ(草香)

繼體天皇の妃日子媛の父(紀)。記に日子那女の兄としてあげられた尾張連等の祖凡連にあたる。クサカは居住地名を取つて稱呼としたものであらう。

ヲハリ(尾治)のアコ(阿古)の連

尾治氏第十六世庶流(舊)。大刀四連等の祖とある。太刀四(延佳本には四を西と改め、オホトセと訓してある)は地名であらうが、訓も所在も判明せぬ。

ヲハリ(尾張)のアヒツ(相津)〔地〕

垂仁朝此地に生じた二俣船を以て二俣船を作り都へ持ち上つたとある(記)。今所在を明にせぬが、アヒツは川の會流點にある津といふ意であらう。

ヲハリ(尾治)のオキ(置)姫

尾張氏五世建筒草命の母(舊)。葛木の尾張氏の嫡統であらうが、父母の名を詳にせぬ。

ヲハリ(尾張)のオホアマ(大海)媛

見よ。

ヲハリ(尾張)のオホイニキ(大印岐)

イニはイミに通ずる。キはコ(子)と同語。

大忌子即ち大祝の意。天武朝に制定せられたイムキ(忌寸)とは別語である。

尾張氏十一世平止與命の配眞數刀伴の父(舊)。尾張は氏名ではなく所在地をいひ、其ころ既に尾張といふ國名が存したかは疑問であるが、後の稱呼を以前に遡つて用ひたものと解してもよい。地方人民の祖神の祭主で、且酋長であつた人であらう。

ヲハリ(尾治)のオラコ(意乎己)の連

尾張氏十四世庶流(舊)。仁徳朝に大臣となつたとあるが、記紀には見えぬ。オラコは大魚子の意か。

ヲハリ(尾治)のキヘ(岐閉)の連

尾張氏十五世庶流(舊)。即連等の祖とあるが、此名の所由は明にし得ぬ。恐らくはキヘ(橋塞)のある地に居住したものの祖先であらう。

ヲハリ(尾治)のサカヒ(坂合)の連

尾張氏第十六世(舊)。允恭天皇の寵臣とある。

ヲハリ(尾治)のチチコ(知々古)の連

尾張氏第十五世庶流(舊)。久勢連の祖で、履中朝に出仕したとある。

ヲハリ(尾張)のナカシマ(中島)のアマ(海部)の直

饒速日命供奉三十二將の一天の背男命の裔(舊)。尾張國中島郡の海人族の名門の意であらう。隣郡も海部郡といひ、古い海人族の根據地である。

ヲハリ(尾張)のニハ(丹羽)の臣

神八井耳命の裔(記)。和名抄に丹羽郡丹羽郷とある地の君主であらう。ニハの項下参照。

ヲハリ(尾治)のハリナネ(針名根)の連

尾張氏十四世庶流(舊)。ハリナは神名帳に尾張國愛智郡針名神社とある地。ネは敬稱である。

ヲハリ(尾張)のヲクヒ(小咋)

越中國の史生(萬一七)。尾張宿禰の族人であらう。

ヲハリタ(小治田、小墾田)〔地〕

ヲは美稱、ハリタは字の如く開墾した地といふ意。

推古天皇宮居の地(記紀)。大和高市郡飛鳥郷の一地區の名であらう。雄略紀に小墾田の采女の名が見え、安閑朝に妃抄手媛に小墾田屯倉と毎國田部とを給はつたとあるが(紀)、果して飛鳥の小墾田をいふか又は他の同名の地か判明せぬ。次の歌によれば尾張の愛知もまたヲハリタとよばれたらしい。續紀に尾張國山田郡小治田連樂師といふ人名も見える。

(萬一三)ヲハリタの 年魚道のみつを 問なくぞ ひとは汲むちふ

〔附〕

ヲハリタ(小治田)の朝臣アツママロ(東麻呂)

萬葉作家。傳不明。ヲハリタの臣の項下を見よ。

ヲハリタ(小治田)の朝臣モロヒト(諸人)

聖武朝の人(萬一七)。刊本に小田朝臣とあるのは「治」の字を脱したもとの思はれる。

ヲハリタ(小墾田)の采女

允恭朝の宮嬪(紀)。ヲハリタは出身地で、ウネメの原義は名門の女といふことである。ウネメの項下参照。

ヲハリタ(小治田)の臣

語彙 ヲハリ

建内宿禰の子蘇賀石河宿禰の後(記)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。姓氏録によれば蘇我の稻目の後とある。ヲハリタの連とは別氏である。

ヲハリタ(小墾田)の臣(逸名)

推古、舒明朝の人(紀)。蘇我の馬子の腹心であつたやうである。

ヲハリタ(小墾田)の臣マロ(麻呂)

天武十年高麗差遣の副使(紀)。

ヲハリタ(小墾田、小治田)の皇女(王)

敏達天皇の皇女、御母は推古天皇(紀、記)。記には御兄彦人大兄太子の妃となられたとある。

ヲハリタ(小治田)の連

物部四世六見宿禰命の後(舊)。姓氏録(右京神別)には伊香我色雄命の後とある。兩者一致せぬが、物部系なることは疑がない。物部宗家守屋没落後、其所領は多く蘇我氏に兼併せられたが、ヲハリタの如きも其一で、稻目の子が之を領してヲハリタの臣と名乗るやうになつたのであらう。

ヲハリタ(小治田、小墾田)の宮

推古天皇の宮嬪(紀、記)。紀には豐浦宮で即位せられ、十一年此宮に遷られたとある。高市郡飛鳥に設けられた宮殿で、皇極天皇もまた一時之に遷られた(紀)。

ヲハリタ(小聖田)の屯倉

安閑紀に此屯倉と毎國田部とを抄手緩に給はつたとある。新開地に設けられた屯倉で、毎國田部は各郷から徴發せられた耕作民をいふのであらう。飛鳥の小聖田か、或は他の同名の地をさすか判明せぬ。——ヲハリタの項下を見よ。

ヲハリタ(小聖田)のキテ(猪手)

大津皇子の從臣(紀)。地名を以て姓としたのであらう。

ヲヒ(甥)

ヲ(男)ヒ(風)。——ヒの項下を見よ。

和名抄に爾雅云兄弟之子爲甥和名乎比とある。メヒに對する語で、原義は男孫と同じく、實子にあらざる男性卑屬の總稱であつたのであるが、後世専ら兄弟姉妹の子(男性)をいふに用ひられるやうになつたのである。——メヒの項下参照。

ヲヒタリ(小左) (人)

刊本にヲヒタリと訓してあるが、ヲサとも訓み得られ、又コヒタリと稱へたこともあり得る。ヤマへのコヒタリの項下参照。

肥後國山都の阿弭古の祖(景行紀)。天皇兼北巡狩の時奉仕したとある。ヲヒタリの訓に誤なしとすれば、ヲ(男)、ヒ(夷)、リ(敬稱)の約で、夷族の酋長なるが故に此名を負うたのであらう。

ヲフ(芋原) (地)

ヲは美稱、フは生の義で地名であらう。芋原は借字であらねばならぬ。ヲ(猪)は麻から製するもので自然には生ひぬから、アサフ(麻生)を猪生といふことは出来ぬ。

大和國磯城郡上之郷村大字小夫は恐らくは其名殘であらう。

ヲフ(平布)の崎(浦)

萬葉十七卷布勢の水海遊覽の歌に見える地名であるが所在を詳にせぬ。——フセの海水の項下参照。——十八卷にもヲフの崎とあり、同卷及十九卷にはヲフの浦と詠まれて居る。

ヲフ(袁布)の山

播磨國多可郡黒田里の地名(風)。宗像の大神奥津嶋比賣命が伊和の大神の子を生みに此地に來り、我可産之時訖といふたから、山の名となつたとあるが、其合點の行かぬ説明である。上記の如く小生の意から賦けた土地の山といふことであらう。

ヲフナ(雄鯽) (人)

仁徳朝半別皇子追捕を命ぜられた人(紀)。吉備品運部とある。

ヲホテ(小保豆) (人)

播磨風土記揖保郡意此川の條下に見える人名。伯耆の人とある。名の義不明。

ヲホト(袁本村、男大迹)の命(王)(天皇)

繼體天皇の御名(紀)。御一名を彦太尊といふとあるから、ホトはフト(太)と同義で、御曾祖父大ホトの王に對して小ホトと稱へられたのであらう。御父は彦主人王といふとある(紀)。

ヲマタ(小僕)の王

日子坐王(間化皇子)の子、生母は山代の荏名津比賣(記)。小は御兄大僕王に對する區別稱呼で、マタはマチ(御主)の轉呼、上代の榮稱の一種である。

ヲマロ(烏摩呂) (人)

神功朝の人(紀)。西海偵察を命ぜられた吾愛の海人とある。ヲは美稱、マロは敬稱から轉じた人名である。

ヲミ(麻績、麻績)

麻績をウム(織)ことないふ。

ウミ(織)はウミ(産)と同語から分化したもので、原義は生産であらう。更に案するにウミの原語はミ(身)で、ミ、ムと活用し、生産の義を生じたとおもはれる。——ム、ムシの項下参照——若し然りとせばヲミは必しもヲ、ウミの約ではあるまい。

ヲミ(麻績)の娘子

繼體天皇の妃、息長眞手王の女(紀)。——記には麻組郎女とある。記にヲミとあるによつて麻績はヲミと訓むべしとする説があるが、母祖重疊は上代の風習ではないから、假にヲミが原語であるとすると、口語はヲミであらねばならぬ。

ヲミ(麻績)の王

天武朝の人(紀)。罪あつて因幡に流され、其二子も亦伊豆島と血鹿島とに配置せられたとある。萬葉集には伊勢の伊賀屋の配所で詠じた歌をあげ(一卷)、之を疑問として若疑後人緣歌辭二而誤記乎と註してあるが、常陸風土記に行方郡イタク(板來)——今の潮來——に居住したとあり、イタク、イラコが通音であることを思ひ合はせると、因幡は印波國即ち潮來の對岸下總國印旛郡のことであらう。

ヲミトリ(小縁)の臣 (逸名)

孝徳朝の無能吏(紀)。出處不明。

ヲミナ(童女、女)

ヲ(少)メ(女)ホ(敬稱)の轉呼。

ヲケナ(童男)に對立する語で、——其項下参照——本來少女(婦)の敬稱であつたのであるが、一般に婦人の稱呼に用ひられ、紀には女、女人、婦人、婦女、美女等にも此訓を用ひて居る。但し雄略天皇の妃童女君をヲミナキミ、娘子、嬪子、宮人をヲミナと訓したのは尙敬語を意味するのである。年長婦人に對する敬語オミナもオウナと説つて一般に老嫗の呼稱となつたことは其項下に述べた通りである。

ヲミナキミ(童女君)

ヲナキミといふ訓もあるが、童女の正訓はヲトメで、敬意を以ていへばヲミナである。女君は借字でヲトヒメ又はヲトメキと訓むのかとも思はれるが、姑く舊訓に従ふ。

雄略天皇の宮嶺(紀)。春日の和珥深目の女で、一夜の幸を得て春日大娘皇女(仁賢皇后)を生みまゐらせたとある。記に丸廻の佐都紀臣の女衰好比賣とあるにあたるものやうである。和珥の祠官の出であつて、宮中に奉仕したのであらう。本は采女とあるが、ツネメは後世のやうに女嬪の意ではなく、古は名門の女で宮中に奉仕するもの、稱呼に用ひられたのである。——ナドヒメの項下参照。

タミナヘシ(女郎花)

和名抄に新撰萬葉集を引いて女郎花優歌云女倍芝、今案花如三葉粟也所出未詳とある。座添埃養抄に引いた靈鬼志といふ書には支那で菊を女郎花と稱へる由来を説明した物語がある。我國でも之に倣うて小野の頼風といふものが山吹がされの衣をぬいで入水した跡に此花がさき出たといふ俗説が古い古今集の序の註釋に出て居るといふことである(東雅)。ナアシヨと同様に花の姿をめでて、歌人等がタミナハシと稱へたのが通稱に用ひられるやうはなつたものであらう。

タミナヘシ(女郎花) (枕)

サキ(咲)の枕詞に用ひられる。例
(萬葉) タミナヘシ咲津に生る花かつみかつても知らぬ戀もするかも
(萬二〇) タミナヘシ咲野に生る白つ、じ知らぬ事もちいはいえし我せ

タミヌ(麻績郊)

齊明紀に駿河國で造られた舟を挽いて此地に來たとき夜中故無く體軸が相反したとある。タミヌの所在は不明であるが、和名抄伊勢國多氣郡麻績(乎字美)郷とある地ではあるまいか。神宮の清拔を受けんが

爲に伊勢に曳き來たと説明し得られぬこともない。麻績郷は今の大流町附近である。

タムサ(小身狭)の屯倉

欽明朝高麗人を田部として大和の高市郡に設置せられた屯倉(紀)。高麗人の小身狭の屯倉とある。ムサは地名(其項下を見よ)、小は大身狭屯倉に對する區別稱呼である。

タムラ(鳴武羅)の嵩、タムロ(袁牟漏)が嵩

ナは美稱、ムラ、ムロはムレと同じく、山の意の古語であらう。——其項下を見よ。

雄略天皇吉野の御狩の時の御製に
大和のタムラの嵩にしし伏すと誰か此事大前にまなす(紀)

又は
み芳野のタムロが嵩に臥伏すと誰ぞ大前にまなす(記)

とある。大和志に吉野郡國權村小村の上方の山とあるが、天皇の御狩せられたのは秋津野で、南葛城郡と吉野郡に跨る原野と思はれるから(其項下を見よ)、次項のタムレのことをいふのではあるまいか。

タムレ(乎武例)

ナは小の意又は美稱。ムレは山の古語である。——ムレの項下を見よ。

齊明天皇の御製に「今木なるタムレが上に雲だにもしるくし立たば何か歌かむ」とある。今木は建皇子を擧りまゐらせた地で、其小山をタムレと稱へられたのであらう。

タメ(小目)野

播磨國賀毛郡穂積里の地名(風)。應神天皇御國見の時ほの白く見える地平線を海か河かと御下問あらせられ、從臣が霧でござると申上たら、大體雖見無小目哉と仰せられたので名を負うたとある。タメナシは細かに見えぬといふことであらう。其時の御製として次の歌があげられて居る。

美しき タメの征葉に 霰降り 霜ふるとも ナ枯れそれ タメの征葉

此御製によると、タメはナシミ(愛憎)と同義に用ひられたものと了解せればならぬ。

タヤケ(小宅)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。舊名は漢部里といひ、里長小宅氏の名を負うて小宅と號けたとある。——コイへの里の項下参照。

タヤマタ(小山田)邑

神功皇后が親祭の爲め齋宮を設けられた地(紀)。今筑前國柏屋郡山田村の内伊野といふ地點が其遺跡であるといはれる(通釋)。

チャラフルカネ(飲喫哉)

美飲喫哉此云子魔羅備鳥野羅市屋柯依と訓註してある。
チャラフはチャリの進行格で、チャリのナはナシ(食)のナと語幹を同うするものであらう。他に用例はないが、當時食用又は飲用をチャルともいうたものと思はれる。

をゆきあへ (歌詞)

ナは丘、ユキアへはユキアヒ(行合)の他動詞形であらう。

雄略天皇の御製「うつらとり 領布とりかけて まなばしら ヌキアへ 庭雀 うすすまりゐて(記)」

「丘行きあひ」に尾を合はせをいひかけたものと思はれる。

ナリ(遠里)の小野

トホサトナメの項下参照。

ナリタム(折廻)の里

萬葉集四卷に「衣手を打廻乃里」とある。宣長は打を折の誤とした。

「衣手」といふ枕詞に對しても然るべくおもしろはれる。——第十一卷に「神なびの打廻前」とある(此打も折の誤として)、——大和國十市郡タム(田身、多武)にいひかけたのであらう。

ナロガミ(拜)

ナリ(折)、カガミ(屈)の約轉。

撫躬の義から拜禮の意に轉じたのであらう。

ナロチ(大蛇、遠呂智)

ナ(丘)ロ(接尾語)チ(靈主)。

丘の靈又は丘の主といふ意。

上代蛇は神蟲とせられて所在によつてミツチ(水精)、タチ(田精)、ヌツチ(野の靈)等とよばれた。ナロチも亦丘の靈の意を以て蛇の義に轉用せられたのであるが、出雲傳説に見えるヤマタのナロチの如きは尙

山田岡の主といふ人名とも解釋し得られる。——尾オドロ血の約なりとする俗解である。

ヲロチ(蛇)のアラマサ(龍正)

スサノヲの命が蛇を斬つた劍の名(紀一書)。他の一書には蛇の韓劍とあるから、アラはカラに通じ、マサはマサヒと同義とおもはれる。

——次項参照。

ヲロチ(蛇)のカラサヒ(韓鋤)

スサノヲの命が大蛇を斬つた刀(紀一書)。他の一書には上記の如くアラマサとある。ヲロチは蛇を斬つたことによつて冠稱とせられたので、サヒは刺刃即ち劍を意味し(其項下参照)、韓地から渡來したからカラサヒと稱へられたのであらう。推古天皇の御製にケレのマサヒとあると同様に、舶來の刀劍なるが故に特に珍とせられたのである。

ををり (歌詞)

ヲリの疊頭語。

ヲリヲリといふに同じ。ヲリは折又は居の意で寄にも通ずるもの、やうである。例

- (萬三) 打橋に 生ひチチレル 川藻もぞ 枯るれば生ゆる(二六〇)
- (萬二) 山邊には 花咲きチチリ(四七五)

校正責任者 中川恭次郎

發行所	日本古語大辭典	版權所有	語彙
	東京市神田區西區北千代路二丁目二十三番地	東京市神田區表參道二丁目	東京市神田區表參道二丁目
	松岡靜雄	尾高豐作	中村修二
昭和四年三月廿五日	昭和四年四月十八日	發行	定價金十圓
東京市神田區三番地	刀江書院		印刷所 山本製本所

585

63

終